

首領ニ選ニ會社ニ自治會員ノ切崩方針ニ出テ本月二十二
日无支部長伊藤興ニ對シ去月十八日飲酒シテ勤
務ニ從事シタル理由トシ職務勸告ヲ為シタルカ之
對シ伊藤ハ直々ニ自治會長部ニ對シテ應援方ヲ依頼
セリ茲ニ於テ自治會長部秋和松五郎、馬場五田三松
坂宗ニ即外三名ハ二十四日午後會社ヲ訪問松浦支記
人ト會見シ、右伊藤ノ飲酒シテ勤務シタル問題ハ當
時十三日為ノ業務停止処分ヲ受ケ既ニ解決シ居ルニ
拘ハラズ今更之ヲ理由トシテ解雇スルハ不都合ナリ茲
ニ解雇セタル様致シタルト交渉シタルカ同支配人
ハ常務取締役（五島慶太）ハ旅行不在ニシテ來ル
ニ十八日頃飯京スル筈ニ付其ノ上何分ノ回答ヲオスベシ

ト答ヘ一同之ヲ諒解シテ退出セリ
斯クテ從業員ハ二十四日夜緊急幹部會ヲ開キ約
二十名出席シテ、右從業員ヨリ一月宛ノ運動資金
ヲ徴收スルコトレヲ協定セリ
右及申一通一報候也